令和5年度長崎県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 実施要綱

(趣旨)

第 | 条 長崎県(以下「県」という。)は、「令和5年度福祉・介護職員処遇改 善臨時特例交付金実施要綱」(令和6年2月8日付け障発 0208 第2号厚生 労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和6年2月8日付けこ支障 第 26 号こども家庭庁支援局長通知。以下、併せて「国実施要綱」という。) に基づき、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度 (月額平均6千円相当)の賃金改善を行う指定障害者支援施設、指定障害福祉 サービス事業所(以下、「障害者サービス」という。)、指定障害児通所支援 事業所又は指定障害児入所施設(以下、「障害児サービス」といい、障害者サ ービスと障害児サービスを併せて「施設・事業所等」という。)に対して、当 該賃金改善のために必要な費用を支援するため、令和5年度長崎県福祉・介護 職員処遇改善臨時特例交付金を交付するものとし、その交付については、補助 金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以 下「適正化法」という。)、長崎県補助金等交付規則(昭和 40 年長崎県規則 第 16 号。以下「規則」という。)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱 (平成 19年3月30日長崎県告示第460号の9)及びこの要綱に定めると ころによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、国実施要綱別紙 | 表 | に掲げるサービス区分の施設・事業所等であって、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ等加算」という。)を算定しており、かつ同要綱「6 賃金改善等の要件」を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、第5条第 I 項に定める計画書等の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所等は、本事業の対象外とする。なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、同要綱別紙 I 表 2 に掲げる地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

(賃金改善の対象)

第3条 本事業による賃金改善の対象者は、国実施要綱4(2)に定める者とす

る。

(交付の額)

第4条 交付額は、令和6年2月分から5月分までについて、この交付金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)が毎月長崎県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に送付する請求情報による障害福祉サービス等報酬総額又は障害児通所支援等報酬総額(以下、「報酬総額」という。)に基づき、国実施要綱5に定める方法により国保連が算定した額とする。ただし、指定障害児入所施設については、毎月県へ請求する報酬総額に基づき、県が算出した額とする。なお、報酬総額について、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む(令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。)。また、障害福祉サービス等報酬及び障害児通所支援等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

(交付金の交付対象事業者の決定)

- 第5条 補助事業者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期日までに知事に 提出するものとする。ただし、障害者サービスと障害児サービスの両サービ スを運営している補助事業者は、障害者サービスと障害児サービス各々の書 類を提出するものとする。
 - (I)福祉・介護職員処遇改善処遇改善臨時特例交付金対象事業者申請書及び 留意事項に対する同意書(別紙様式I)
- (2)福祉・介護職員処遇改善計画書(様式2-1及び2-2)
- 2 知事は、前項により提出のあった書類の内容を審査のうえ交付金を交付すべき事業者として適当と認めたときは、交付金交付対象事業者決定通知書 (別紙様式6)を補助事業者に交付する。

(変更の届出)

第6条 補助事業者は、国実施要綱7(4)の①から③に該当することとなった場合は、変更届出書(別紙様式4)により知事に届出を行うものとする。ただし、障害者サービスと障害児サービスの両サービスを運営している補助事業者は、障害者サービスと障害児サービス各々の届出書を提出するものとする。

(特別な事情に係る届出)

第7条 事業の継続を図るために、職員の賃金水準(加算による賃金改善分を除く)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書 (別紙様式5)により知事に届出を行うものとする。ただし、障害者サービスと障害児サービスの両サービスを運営している補助事業者は、障害者サービスと障害児サービス各々の届出書を提出するものとする。

(交付金の交付及び交付決定)

- 第8条 第4条の規定に基づき算定した交付金額は、国保連を通じて(指定障害児人所施設については、県から)補助事業者へ通知するものとする。
- 2 交付金の支払については、原則として、補助事業者ごとに一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、補助事業者が国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、県が国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、補助事業者から同意を得ることとする。ただし、民間事業者による報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている施設・事業所等が交付対象事業所に含まれる場合には、交付金の適正な執行の観点から、債権譲渡を行っていない施設・事業所等の振込先口座又は振込先口座登録票(様式7)により知事に届け出た口座に支払を行うこととする。指定障害児入所施設については、振込先口座登録票(様式7)により知事に届け出た口座に支払を行うこととする。
- 3 知事は、前2項に基づく交付においては、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付金の交付を決定したうえ、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付決定通知書(様式8)を補助事業者に交付するとともに、交付金の支払を行うものとする。

(交付の条件)

- 第9条 この交付金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。
 - (I)事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (2)事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第 10 条 補助事業者は、国実施要綱7(2)の福祉・介護職員処遇改善実績

報告書(別紙様式3)を令和6年9月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、障害者サービスと障害児サービスの両サービスを運営している補助事業者は、障害者サービスと障害児サービス各々の福祉・介護職員処遇改善実績報告書を提出するものとする。

(交付金の額の確定)

第 | | 条 規則第 | 4 条に規定する交付金の額の確定通知は、交付額確定通知 書(別紙様式9)により行うものとする。

(検査及び報告等)

第12条 知事は、交付金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、検査、報告その他の必要な措置を求めることができる。補助事業者は、 検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第13条 補助事業者は、交付金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を 記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計 年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(交付金の交付手続きの省略)

第 | 4 条 規則第 4 条、第 | 3 条及び第 | 6 条による交付金の交付手続きについては、規則第 2 | 条の規定により省略する。

(その他)

第 15 条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。